

## ○中部市町村会館の管理に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、中部市町村会会則(昭和23年創立)第22条第1項の規定に基づき、中部市町村会館(以下「会館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会館の管理・運営)

第2条 中部市町村会会長(以下、「会長」という。)は、会館の管理・運営に関する事務について、中部市町村会事務局長及び職員をもって処理させることができる。

### (利用の許可)

第3条 会館の施設(以下「施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 会長は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の利用許可に条件を付すことができる。

### (利用許可の制限)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設を汚損、損傷、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他会館の管理上支障があると認められるとき。

### (業務室及び支援室を利用する団体の選定等)

第5条 別表に掲げる業務室及び支援室の利用団体の選定は、会長が行う。

- 2 業務室及び支援室を利用する者の選定方法は公募によるものとする。
- 3 会長は、選定委員会を設置し、利用候補団体の評価等の意見を聴取するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、公募の時期、方法その他選定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (使用料等)

第6条 会館の利用者は、別表に定める使用料を中部市町村会へ納めなければならない。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 業務室及び支援室における別表に掲げるほかに発生する費用については、当該施設利用者の負担とする。

### (使用料の減免)

第7条 会長は、規則で定める特別の理由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

### (使用料の返還)

第8条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、細則で定める特別の理由があるときは、中部市町村会はその全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、施設を利用する権利を譲渡、又は転貸してはならない。

(利用の取消し等)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の利用の取り消し、又は施設利用の制限、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) この規則又はこの規則に基づく細則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止によって利用者が被った損失について中部市町村会はその責めを負わない。

(利用者の管理義務)

第11条 利用者は、会館の利用に当たっては、この規則及びこれに基づく細則を遵守し、その利用する施設について善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、会館の利用を終わったとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに原状に復して会館の職員の指示を受けなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、会長が代わって行い、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、施設を汚損、損傷、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。ただし、別表中共益費(2階業務室)の規定は平成30年4月1日から適用する。

別表(第5条、第6条関係)

種別	単位	使用料
業務室	1 平方メートルにつき月額	1,200 円
支援室		
会議室	1 時間につき	1,000 円
駐車場 (会館内)	1 台 1 月につき	5,000 円
駐車場 (会館外部の契約駐車場)	1 台 1 月につき	2,000 円
共益費 (2 階業務室)	1 月につき	65,000 円
共益費 (3 階業務室)		業務室の 1 平方メートルあたりの使用料に使用面積を乗じて得た額へ 100 分の 3 を乗じて得た額
共益費 (支援室)	1 月につき	3,000 円 (ただし、月の会館利用日数が 10 日以下の場合は 1,000 円とする。)
電気使用料 (支援室)		支援室ごとに基本料金及び使用分

## 備考

- (1) 占有施設の使用料の算定は、利用面積(平方メートル)に月額使用料を乗じて計算する。この場合においては、利用面積は小数点以下 1 位までを算定数値とするものとし、2 位以下を切り上げることにより求めるものとする。
- (2) その月の利用の期間が 1 月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を 30 で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- (3) 算定した使用料の額に 10 円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。
- (4) 共益費には共用部分の清掃費用、警備委託費用、上下水道使用料及びゴミ収集料を含むものとする。
- (5) 共益費 (2 階業務室) には(4)に掲げるもののほか、電気料を含むものとする。
- (6) 中部地区婦人連合会及び中部地区青年団協議会は、別表種別の支援室、共益費 (支援室)、電気使用料 (支援室) の使用料は、免除するものとする。